

# 浜松市立佐久間中学校

## 令和8年度 第1回 学校運営協議会

<次 第> ※全体進行：教頭

- 1 校長挨拶
- 2 委員任命書交付
- 3 自己紹介
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認
- 5 **会長の選出・副会長の指名、議長の選出**
- 6 前回会議録，令和7年度協議会自己評価の確認
- 7 熟議
  - (1) 学校運営の基本方針について
  - (2) 本校の学校運営上の課題について
    - ・ 休日部活動の地域展開
    - ・ 業務量管理・健康確保措置
  - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 8 報告
- 9 連絡

日 時 令和8年4月9日（木） 14：30～

会 場 佐久間中学校会議室（2階）

## ◎ 学校運営協議会委員・オブザーバ・ディレクター一覧

### ○委員

委員(学校支援CD)	奥山 和子	委員(学校支援CD)	向坂 美保
委員	片倉 美咲	委員	守下 武志
委員	月花 明生	委員	村田しのぶ
委員	澤村 暁央		

### ○オブザーバー

大見 芳	NPO 法人がんばらまいか佐久間	長谷川陽子	佐久間図書館
鈴木 孝	佐久間支所	山本 巖	元公立中学校校長
高氏 秀佳	前・学校運営協議会会長	笹野 訓子	中学校区健全育成会会長

### ○ディレクター

新聞千代子	校務アシスタントと兼務
-------	-------------

## ◎ 年間の学校運営協議会の日程

回	実施日	時間	主な内容
第1回	4月9日(木)	14:30~16:00	・学校運営の基本方針や本年度の協議会の目標の確認
第2回	6月9日(火)	14:20~16:00 (含交流活動)	・総合的な学習における各生徒の探究活動への助言を通して教育活動の実際を知っていただき、熟議に活かす
第3回	10月22日(木)	14:30~16:00 (含授業参観)	・授業参観の様子をふまえ、基本方針に照らしての教育活動の評価
第4回	2月12日(金)	14:30~16:00	・学校関係者評価に基づく協議と来年度の学校運営の基本方針の承認等

## ◎ Memo

--

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日  
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和7年度 第4回 佐久間中学校運営協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 令和8年2月13日(金) 14時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 佐久間中学校 会議室
- 3 出席委員 高氏 秀佳、笹野 訓子、奥山 和子、鈴木 千穂、向坂 美保、  
片倉 美咲
- 4 欠席委員 本家 美佳
- 5 オブザーバー 大見 芳(NPO法人がんばらまいか佐久間 理事長)
- 6 学 校 小出 義幸(校長)、鈴木 政晴(教頭)、高原 英樹(教務主任)
- 7 傍 聴 者 1人 澤村 晃央(地域クラブ役員・陸上競技指導者代表)
- 8 会議録作成者 CSディレクター 新聞千代子
- 9 議長の選出  
司会の教頭から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、各委員から会長を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。
- 10 会議記録  
委員総数7名のうち6名の出席があり、会議が成立している旨の報告があった。
- 11 今年度の学校運営協議会の取組(経過と進捗の報告) ※詳細は資料p5~10  
【支援コーディネーターの活動について】(教頭・奥山・向坂)
  - ・ 学校と地域を繋ぐさまざまな活動のやり取りの経過情報が入ってくるが、多くの時間を費やしていただき本当に感謝しかない。(高氏会長)【今後の地域クラブの運営について】(教頭)
  - ・ 教育に関する地元公益団体からの教育活動寄付金を充てる案について、地域クラブの趣旨として問題はないので増額を検討してもらってもよいのではないか。ここまでの準備状況についての資料をいただきたい。(大見オブザーバー)
- 12 熟 議  
(1) 学校関係者評価について(教務主任) ※詳細は資料p11  
議長の指示により、教務主任から別紙資料に基づき報告があり、委員からは以下のような発言があった。
  - ・ 任期1年目ということもあり、評価項目に「わからない」と正直に答えた。中学生の様子を知るにはもう少し時間が必要。(片倉委員)
  - ・ 一つ一つの項目を評価していくという作業はよく考えると難しい。ただ、生徒の自己評価90~100%という数値は自己肯定感が高い。以前はもっと自信をもてと励ましていたのだが、育ったということか。(高氏会長)
  - ・ 項目⑥「自分の得意なこと苦手なことを把握し、調整や改善を加えようとしてい

る」についての生徒の自己評価と保護者・教員の評価に開きがあり、結果に結びついていないのではないかと考える。(笹野委員)

→中学での出口の一つは進学、試験で点数を取らなければ気持ちよく通れない。その点が今後の問題であり課題だと思う。いつの時代、どこへ行っても中学校の永遠のテーマともいえる。(高氏会長)

- ・ いじめアンケート、いじめの認知があったことについて、特に少人数だと日常で起こり得ることで、いやな気持にはなるのは分かる。(笹野委員)

→いじめの認知については、複数の教員によって聞き取り調査を行った結果、現在は人間関係が壊れることなく平穏良好な関係に戻っている。(教務主任)

→今回こうしていじめの認知として報告が挙げたことは非常に高く評価できる。日常的な些細なことを聞き逃さないという学校側の姿勢と丁寧な対応がされている。多方面からのアプローチで聞き取り調査が行われて内容の詳細が明らかになっていて安心した。(高氏会長)

→生徒が正直にアンケートで先生に知らせてくれること、保護者も内容を知っていることが大事で、人間関係ができていく証拠だと思う。(奥山委員)

## (2) 学校運営協議会の自己評価(自由記述)について(教頭) ※詳細は資料p12~15

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき報告があり、委員からは概ね以下のような発言が聞かれた。

- ・ 評価項目1、4で、「学習した内容の定着が良くないこと、生徒が調整や改善しようとしているのか図りかねることなどの課題が明らかになっていることが分かった」との記載がある。これからの佐久間中学として、今までの取り組みに加え学習内容の定着をふまえ意識していくことも課題としたい。(高氏会長)
- ・ 中学生にとっては、改善を試みてもなかなか結果に結びつかないものだと思う。(片倉委員)
- ・ 探究的で体験・解決型の学習への取組に満足度が高くなっていることは良いことだが、中学校には入試という学力の定着を試される出口もあり悩ましい。学力定着のトレーニングも必要だと思う。(鈴木千委員、向坂委員)

4つの評価項目について各委員からの意見をもとにまとめられた【総括】が、現在の生徒の課題を表しており、来年度の方向性を示しているのではないかと高氏会長が総括された。

## (3) 来年度の学校運営の基本方針について(校長)

校長から、来年度のグランドデザイン案について、本年度との違いについて説明があり、委員からは以下のような発言があった。

- ・ 歴代3人の校長からグランドデザインを示されたが、三者三様でその時々の子供の様子がよく反映されている。(高氏会長)
- ・ 「なりたい自分」は自分でもよく分からないが、大谷翔平がスモールステップの目標を一つずつクリアしていった例が見本になるとよい。(笹野)
- ・ 「明日の自分」「この行事が終わったらどうなっていたいか」など具体的な例を挙げてもらうことで「なりたい自分」が腑に落ちた。(鈴木千委員)
- ・ 中学生のころには分からなかったが、いま改めて図に示していただいて、「そうだよな、こういうことが大事だな」とつくづく思う。(片倉委員)
- ・ 「なりたい自分」と言われると、「一人一人が主役」よりも子供にスポットが当たって「自分事」という感じがする。(高氏会長)

協議の結果、全員異議なく来年度の学校運営基本方針を承認した。

#### (4) 来年度の学校運営協議会の重点について(校長)

校長から、来年度の議題として2つの説明があった。

- ① 「休日部活動の地域展開」について、継続して議題に取り上げる
- ② R9に向け、R8年度中に「法改正に伴う業務量管理と健康確保措置」の具体策について議題に取り上げ、共有する

説明を聞き、特に②について、運営協議会の果たす役割が益々重要になることが確認された。最後に、校長より2期6年の満期を迎えた3名の委員への感謝が伝えられ、新委員について紹介があった。

### 13 連絡

- ・ 夢育やらまいか(CS加算分)について(教頭)  
ここ2年、終日探究活動の日のタクシー借り切りで成果を上げていることから、来年度も同様の活動をしたいとの希望があった。
- ・ 健全育成会だより等の地域掲示について(教頭)  
各種たよりの地域掲示に、配布時の協力をいただきたいと依頼があった。

今年度の学校運営協議会の取組

時期	活動	主な内容	様子
3～4月	職場体験準備	・佐久間地域での職場体験先への依頼、連絡調整（約10か所）	
6月	ST探究活動 地域の方との交流会	・9月「終日探究活動の日」に向け、情報交換	
7～9月	運動場クリーンアップ作戦	・事前のチラシづくり ・回覧板での周知 ・当日の清掃活動参加	
7～10月	家庭科ボランティア	・裁縫と調理実習 7回（1回中止） のボランティア募集活動 ・当日のボランティア参加	
10～11月	あいさつ標語のぼり旗の掲示	・掲示場所探し ・掲示依頼（3種類×10枚作成し、18か所）	
10月～	CSだよりの掲示 （クラブチラシ） 健全育成会だよりの 掲示	・掲示場所への連絡 ・掲示依頼 （ふれあいセンターほか9か所）	
11～3月	家庭科 生徒オリジナル弁当 の地域販売	・事前の打ち合わせ、日程調整 （家庭科教員、販売店） ・ポスター作成、掲示依頼 ・ラベルづくり	
12～2月	生徒作品のふれあい センターまつり展示	・支所、山香、城西、浦川を1週ずつ 巡回 ・事前の打ち合わせ、日程調整 ・搬入、撤収活動	
2～3月	健全育成会だよりの 地域掲示（予定）	・掲示場所への連絡 ・掲示、撤収活動	

R7 佐久間中学校 学校評価（自己評価）

回答人数 20人 21人 11人 7人

1 目指す学校	生徒	保護者	教員	協議会
①学校は、生徒一人一人の個性や気持ちを大切にしている。【一人一人が主役となって輝く学校】	100	100	100	100
②学校は、安全で安心できる場所である。【安全で安心できる温かな学校】	100	100	100	100

2 目指す生徒		生徒	保護者	教員	協議会
【多様な考えを受け止め、多様な見方ができる生徒】・・・かかわる力					
①生徒は、自分と違う考えの他者を受け止め、多様な見方をしている。	中高交流会 地域との交流	100	100	100	86 6人
②生徒は、自分の思いや意見を表現したり他者の考えに触れたりして、広い視野や多様な視点で考えようと努めている。	ST体験活動 世代間交流	95 19人	95 20人	100	86 6人

【自ら働きかける気概をもち、実践できる生徒】・・・みつめる力		生徒	保護者	教員	協議会
③生徒は、自分の役割を責任を持って果たそうとしている。	合同体育祭 文化発表会	100	100	100	100
④生徒は、何事にも全力を尽くし、課題や目標に向かって計画を立て実行している。	立志式 マラソン大会	100	100	100	100

【未知の状況にも対応できる実践力をもった生徒】・・・ふかめる力		生徒	保護者	教員	協議会
⑤生徒は、自ら課題を見つけ、協働的な学びを通して課題解決しようと努めている。	ST終日活動 メタ認知講座	90 18人	100	100	100
⑥生徒は、学習や取組を振り返り、自分が得意なこと（できること）と苦手なこと（できないこと）を把握し、学習の仕方に調整や改善を加えようとしている。	スマートグラス体験	100	85 18人	54 6人	86 6人

【新たな価値を創造し、自己の成長につなげる生徒】・・・かなえる力		生徒	保護者	教員	協議会
⑦生徒は、授業で学んだことを日常的な場面で生かそうとしている。	STリサイタル 修学旅行	90 18人	95 20人	90 10人	86 6人
⑧生徒は、郷土の「人・もの・こと」に学び、郷土を大切にしようとする気持ちを持っている。	職場体験 佐久間夢講座	100	100	100	100

評価については5段階（1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない 5 わからない）で行った。上記の数字は1と2をあわせた肯定的にとらえている意見のパーセンテージを示している。  
★協議会の86%（6人）の残り1名の回答は「わからない」である。

1 目指す学校 【一人一人が主役となって輝く学校】【安全で安心できる温かな学校】 → 4者とも高い数値を示している。昨年度はそう感じていない生徒や保護者がいたが改善されている。
2 目指す生徒 【多様な考えを受け止め、多様な見方ができる生徒】・・・かかわる力 → 4者とも高い数値を示しているが、生徒数が少ない中で「多様な」の捉え方が難しくなっている。
【自ら働きかける気概をもち、実践できる生徒】・・・みつめる力 → 行事においては役割を責任をもってしっかり果たそうとしている。
【未知の状況にも対応できる実践力をもった生徒】・・・ふかめる力 → 自ら課題を見つけたり、協働的な学びを通して課題解決することが苦手な生徒が若干いる。 「調整や改善を加えている」かの判断が難しく、学力が定着しない課題も浮き彫りになっている。
【新たな価値を創造し、自己の成長につなげる生徒】・・・かなえる力 → 教科やST（総合）で得た学び方やまとめ方などを、別の場面でも生かすことができるようになってきている。

(様式1)

学校番号 (小・**中** 52)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(佐久間中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

『こころざしをもち、共に高め合う生徒の育成』の学校教育目標の下、生徒に身に付けさせたい力を踏まえ、支援するための人的、経済的サポートのしくみを提案し、地域資源の掘り起こしを進める。少人数だからこそ取り組める活動を継続し、地域とのつながりを常に意識し、生徒一人一人が主役となって輝く学校づくりのサポートをしていく。

令和8年9月から実施される「休日部活動の地域展開」について本格的な準備が必要になる。これも地域との関係が不可欠な活動となることから、学校運営協議会もその一助となれるよう学校と共に議論を重ねていく。また、学校運営協議会の取組が地域の方々や保護者に十分理解されるよう、その浸透についても力を入れていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ **ア** よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

西田校長から小出校長に引き継がれた経営方針が、生徒、保護者、教職員に浸透し、生徒に身に付けさせたい4つの力(かかわる力・みつける力・ふかめる力・かなえる力)が着実に身に付いてきているように感じる。一方で、自己評価項目「自分の苦手なことを把握し、学習の仕方に調整や改善を加えようとしている」の保護者、教員の数値が低く、学習した内容の定着が良くないこと、生徒が調整や改善しようとしているのか図りかねることなどの課題も明らかになっていることが分かった。運営協議会としても、どのような支援活動ができるか次年度の議題に挙げていきたい。

9月から試行を始めた「佐久間地区 地域クラブ」も、年度当初からの準備を経て、運営協議会委員の協力もあって順調に動き始めた。新年度からはまクル登録、また9月からの完全実施に向け、平日の学校部活動と連動し、小学生や地域住民も含めた佐久間の実態に合った活動となるよう支援していきたい。

**<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。**

⇒  ア よくできた     イ できた     ウ あまりできなかった     エ できなかった  
(理由)

学校支援活動を通じて、地域の人・こと・もの、といった教育資源を活用する教育活動を支援することができた。特に総合的な学習の時間の個別探究活動の意見交換会や終日探究の日には、前年度を上回る質の高い具体的な質問をする生徒の姿が見られ、4つの力が確実に育っている実感が得られた。2年目となる、夢育やらまいか（CS加算）による金銭的な支援をタクシー借り切りに充てたことで、充実した取材活動ができたとの報告も受けた。一昨年度来の熟議が実を結んだ成果と言える。今後も生徒の活動を充実させるための支援活動を継続していきたい。

休日部活動の地域展開についても、完全実施となる9月に向け、引き続き「持続可能な」「佐久間の実態に合った」形を模索する議論を重ねていきたい。

**<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。**

⇒  ア 充分に行った     イ 行った     ウ あまり行わなかった     エ 行わなかった  
(理由)

昨年度の総括において、「運営協議会の協議結果について情報発信できたか」ではなく「協議内容が反映された学校教育活動について情報発信できたか」という視点で自己評価してはどうか、という結論になった。それを踏まえた今年度、情報発信を強化する手だてとして、CSだより（地域クラブ通信）の発行を始め、回覧板や地域の事業所への掲示など、運営協議会が関わる教育活動の広報活動を強化した。支援コーディネーターを中心に、学校と地域を繋ぐ役割は十分果たせたと感じている。高齢者が多いこの地区では、社会のデジタル化に追いついていけない難しさもある中で、たよりの発行と掲示という手間暇かかる活動で地道に支援していけたらと考えている。

**<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標**

生徒に身に付けさせたい力を踏まえ、支援するための人的、経済的サポートのしくみを提案し、地域資源の掘り起こしを進めてきた。少人数だからこそ取り組める活動を継続し、地域とのつながりを常に意識し、生徒一人一人が主役となって輝く学校づくりのサポートをしていきたい。一方で、学習した内容の定着が良くないこと、生徒が自己調整できているのか図りかねることなどの課題も明らかになったので、運営協議会としても、どのような支援活動ができるか次年度の議題に挙げていきたい。

また、令和8年9月から完全実施される部活動の地域展開について初年度となることから、学校と地域を繋ぐ一助となれるよう学校と共に議論を重ねていきたい。

《浜松市の目指すこどもの姿》

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できることも
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むことも



《校訓》

真志

《中学校区の目指す子供》

志をもち、自分らしく  
遅く生き抜く子供

【学校教育目標】

こころざしをもち 共に高め合う生徒

【目指す学校像】

佐久間地域に根差した『安全で安心』できる温かな学校  
『なりたい自分』と出会い 実現に向けて試行錯誤できる魅力ある学校

かかわる力

多様な意見を受け止め 多様な見方ができる生徒

- 自分と違う考えの他者を受け止め、多様な見方をすることで自己の成長につなげる。
- 他者との対話的・協働的な学びを通して、広い視野や多様な視点で考える。

みつめる力

自己決定にもとづき 主体的に行動できる生徒

- 自分の役割を責任をもって果たし、集団に貢献することで自己有用感を高める。
- 何事にも全力を尽くし、新たな課題や目標を見つけ、それに向かい計画を立て実行する。

ふかめる力

未知の状況にも対応できる実践力を持った生徒

- 自ら課題を見つけ、他者との対話を通して思考を深めながら課題解決に向かう。
- 学習や活動を振り返り、自分に向き合い、自身で学びをコントロールする自己調整力を身につける。

かなえる力

新たな価値を創造し 自己の成長につなげる生徒

- 学びを将来の自分や実社会とつなげて考え実践に結びつける。
- 郷土の「人・もの・こと」に学び、郷土を大切にしようとする気持ちを実践に結びつける。

「なりた  
身につ  
いた分  
い4つ  
の実現  
力に向  
けて」

＜特色ある教育活動＞

中高合同体育祭 合同マラソン大会 中高交流会 佐久間夢講座  
文化活動発表会 ST地域探究活動 地域学校協働活動

連携型中高一貫教育

保護者・地域に信頼される“温かな学校”

- 少人数の良さを生かし、一人一人を大切にす  
教育活動を展開する  
・生徒理解を基盤とし、気持ちに寄り添う温かな支援  
・生徒一人一人が自分らしさを発揮し活躍できる場
- 地域性を生かし、多様な連携・協働を推進する  
・学校運営協議会を生かした「地域ぐるみ」の教育活動  
・中高交流を通じて「近い将来の自分」をイメージ  
・郷土の「人・もの・こと」を題材にした探究的活動
- 組織的な教育力「チーム佐中」で学校を動かす  
・保護者・地域・専門機関・学校が「連携」、「協働」し、  
チームとして学校を運営

生徒の手で作る“魅力ある学校”

- 短期的、長期的な目標設定で自己調整力をはぐくむ  
・すべての教育活動において身につけたい4つの力の視点  
をもち、目標設定と振り返りを充実
- ”導く”と”委ねる”から「自律した学び」を創造する  
・他者との対話をもとに思考を広げ深める生徒  
・生徒を効果的に「支える」ことができる教師  
・ICTを有効に活用した学習者主体の授業
- 小規模校ならではの特色ある学校づくりを推進する  
・生徒が「自分たちでできた」を実感できる特別活動  
・佐久間分校・水窪中との中高一貫教育の充実

社会に開かれた教育課程

佐中コミュニティ・スクールを生かした学校運営

地域ぐるみの人づくり

## 佐久間地区 地域クラブの運営に向けた検討課題

### 1. これまで経緯

#### 【経緯】

- ・文部科学省より、全国的に中学校の休日部活動が地域に移行される。
- ・中学校の教員が関わらず、地域の指導者による活動になる。
- ・浜松市では、令和8年9月から、中学校の休日部活動が地域に完全移行される。  
※平日は、これまで通り、学校の部活動として、顧問のもとで活動します。

部員数	弓道	ソフトテニス	陸上	芸術・音楽
3年	3	1	3	0
1, 2年	7	0	3	3
新入生(見込)	(0)	(2)	(1)	(1)

#### 【佐久間中の試行期間】(R7.9～1年間)

##### ① 指導者

- ・4つの部活動(弓道、ソフトテニス、陸上、芸術・音楽)で地域の指導者を募集  
 弓道 (5名): 弓道連盟佐久間支部の皆さん  
 ソフトテニス (1名): 分校卒業生  
 陸上 (2名): 分校卒業生と地域在住の民間クラブ指導経験者  
 芸術・音楽 (1名): 部活動指導員として平日も指導する非常勤職員

##### ② 活動

- ・R7.9～月1回、部活動をクラブと兼ね、教員顧問と地域の指導者で練習を実施

##### ③ 運営資金 ※R8.8までは部活動として実施 → R8.9～自費運営へ

- ・青少年健全育成会より、「地域の文化・スポーツイベント」として9万円の援助

#### 【内訳】

生徒1名につき、1回¥500を指導者へ委託(交通費の支給)

生徒17名×年間10回×¥500=¥85,000 ※芸術・音楽は人数に含めず

クラブ用携帯電話 月額使用料¥1,000×12か月=¥12,000

初年度経費を除き、月1回で年間9万円必要

### 2. R8年度(9月～)活動計画

#### (ア) 運営母体

R8 役職(案)	氏名	備考
会長	高氏 秀佳	前・運営協議会会長
副会長	守下 武志	新・運営協議会会長
役員	鈴木 千穂	弓道指導者 代表
役員	澤村 晃央	陸上指導者 代表
役員	月花 明生 村田しのぶ	中学PTA会長(4～8月) PTA2年代表(9～3月)
会計・事務局	片倉 美咲	ソフトテニス指導者
監査	鈴木 政晴	佐久間中学校 教頭
顧問	廣岡 誠司	佐久間中学校 校長

(イ) 活動

- ・ 月2～3回（年間で各競技20～30回を予定）
  - ・ 土曜日の午前8:00～10:00（弓道は9:00～11:00）
- ※活動資金と指導者の可能回数を考慮

(ウ) 運営資金

【資金】

- ・ 月1回 9万円（青少年健全育成会、中部公益会より支援）×2～3回
  - ・ クラブ会費 小中学生 半期¥2,000（保険料¥800/年を含む）  
一般 無料（必要な方は保険料¥2,000/年）
- ※小中学生会費は「受益者負担」を原則としているため  
※一般の方は、練習相手の協力者とみなす

【指導者報酬】

- ・ 1回¥1,000（2時間） ※使途は交通費、活動費として各競技に一任（弓道：瞑想館利用料、暖房費を含む）
  - ・ 委託金を競技団体へ、使途は指導者に一任。
  - ・ 入金可能な6～7月に支払う。  
（案）20回分を8月に一括で、それ以上の分は会計年度末に。
- ※弓道は、佐久間支部の通常活動の関係で、月1回（年10回程度）の活動予定であるが、毎週（金）夜の練習会の瞑想館使用料（一人1回¥110）分を充てさせていただきたい。

【参考】他地域のクラブ運営

- ・ 原則は、受益者負担の会費制 月¥2,000～¥4,000程度
- ・ 活動は毎週土曜日3時間程度
- ・ 指導者への謝礼は、時給¥1,600程度が目安か。（＝部活動指導員と同等か）
- ・ 生徒数が多い地域では、部員数も多いので会費で資金繰りが可能？

(エ) クラブ会費の徴収（主に小中学生）

【考え方（案）】

- ・ 前期・後期の区分は、中体連夏季大会までの4～8月（5か月）と新チームの9～3月（7か月）とする。
  - ・ 加入受付は3月（4～8月分）と7月（9～3月分）の2回。新規のときのみ。3年間継続の場合は申込書の提出の必要はない。
  - ・ 集金は振込で半期ごと。3年生が後期は活動しない場合を考慮して。
- ※記録を残すため、口座振り込みとする。本口座（JA）が望ましいが手数料（¥660）がネック。新規にゆうちょ口座を作り手数料負担（¥150）を減らす。

【R8年度は9～3月（後期）のみ】

- ・ 7～8月に、加入申込書＋後期会費（保険料¥800含）¥2,000
- ・ 1回でも参加するつもりなら加入してもらう（中途加入はしない、中途加入の場合は、保険手続き手数料も負担してもらう）

【R9年度からは4～8月（前期）、9～3月（後期）】

- ・ 3月に、加入申込書（新規のみ）＋前期会費（保険料含）¥2,000
- ・ 前期に1回でも参加するなら加入してもらう。後期に追加受付可
- ・ 7～8月に、後期からの受付、後期会費 ¥2,000

## 【一般参加者】

- ・ 初回参加の際に、競技ごとに入会するか確認してもらう。初回は保険適用外なのでけがに注意。入会希望であれば、申込書+保険料¥2,000（佐久間にどのような関わりがあるか明確に→不審者を除外する）
- ・ 参加費はかからないので、参加上の留意点を確認し、次回からの参加申込方法（毎回 Web で）について伝える。

## 3. 総会・運営委員会・指導者連絡会について（案）

## 【総会】

- ・ クラブ年度は9月～8月とする
- ・ 第2回学校運営協議会（6月上旬で地域学校協働活動の日）の終了後
- ・ 役員6+学校（校長・教頭）による運営委員は原則参加
- ・ 年度の活動と予算執行の報告、次年度の方針と予算案、課題検討
- ・ 会員である小中学生の保護者に案内を出す（出席 or 委任状の選択）

## 【運営委員会】

- ・ 会員（保護者）の意見を求めたい場合、必要に応じて開催する。  
※学校運営協議会終了後、毎回開催する必要があるか。指導者間での調整で済むのであれば、必要などきよみの招集にした方がよいのではないか。
- ・ 開催案内は会長に相談の上、事務局が作成し連絡網で連絡する。

## 【指導者連絡会】

- ・ 各競技の代表者間で検討が必要なことが生じた場合、開催する。
- ・ 開催を求める場合、事務局に連絡し日程調整する。  
クラブの活動がある日の活動終了後が集まりやすい。

## 4. 水窪中の加入について

- ・ 規約の「地域住民」の変更。水窪の小学生も対象にするか。
- ・ 費用負担の応分（佐久間と同額の負担=1回¥1000+クラブ費）
- ・ 佐久間向けの運営に全面理解の上で、R8.6を目安に判断か。

水窪中では「大会参加はどうか？」を気にしているが、佐久間は大会参加を想定した運営になっていないため、クラブ運営の趣旨理解が前提。

## 5. 浜松市認定「はまクル」の登録について

- ・ 規約の変更、その他提出書類
  - 事務局（片倉）+監査（教頭）で検討、作成
  - 役員による書面承認
  - 会長の承認
  - 提出
- ・ 浜松市ガイドラインに沿った運用について検討
  - 経費の一部補助：スクールバス利用ができない生徒の交通費か？

はまクル認定による補助金の使途を含め、全体構想の見直しをする必要がある。（補助金制度は別紙参照）



## 市認定地域クラブ活動「はまクル」を応援する 補助金制度が始まります！

本市では、令和 8 年 9 月から休日の部活動を地域クラブに移行します。  
浜松市が目指す地域クラブ活動「はまクル」の認定を受けた団体を「**はまクル認定クラブ**」とし、  
本市中学生のスポーツや文化・芸術活動を支援することを目的とした補助金を新設します！

- ①地域クラブ活動を応援するため、はまクル認定クラブに対して助成する補助金制度と、
- ②経済的困窮世帯の中学生に対し、はまクル認定クラブへの参加を支援する補助金制度を創設！  
平日の部活動を補強するための「はまクル認定クラブ」や、これまでの部活動にはない新たな価値観を  
創出する「はまクル認定クラブ」等、さまざまな活動が始まります！！

さあ、みんなで「はまクル」を楽しみましょう！！

### ☆☆☆☆補助金のポイント☆☆☆☆

#### 01 簡単な手続き・・・

補助金申請時や事業完了報告の記載例や作成手順をまとめたマニュアルを作成！

#### 02 充実したサポート体制・・・

専用の相談窓口を設置するなど、初めての補助金申請も丁寧にサポート！

#### 03 活用しやすい補助金制度の設計・・・

利用しやすい補助金となるよう制度設計中。「はまクル」の活動をみんなで楽しみましょう！

☆☆☆補助金制度の概要は、  
裏面をご覧ください☆☆☆



## 地域クラブ活動支援事業費補助金 (市認定地域クラブ活動「はまクル」活動費補助金制度)

### <補助基準額>

- ①参加する生徒数、配置する指導者数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。  
→補助単価は以下のとおりです。

【令和8年度】※9月以降の7か月分とした補助単価

単位：円

No.	区分	月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ	392,000	スポーツ	320,000	スポーツ	249,000	スポーツ	177,000
		文化	403,000	文化	331,000	文化	260,000	文化	188,000
2	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ	336,000	スポーツ	277,000	スポーツ	217,000	スポーツ	158,000
		文化	347,000	文化	288,000	文化	229,000	文化	169,000
3	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ	246,000	スポーツ	207,000	スポーツ	169,000	スポーツ	130,000
		文化	258,000	文化	219,000	文化	181,000	文化	142,000

- ②①の補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から  
「参加費等の収入」※を引いた額とを比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とします。  
※「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額＋参加した生徒数（実人数）×保険料

### <補助割合>

市 1/2、はまクル認定クラブ 1/2

### <補助対象経費>

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費）※施設整備費は対象外

## （仮称）地域クラブ参加促進事業費補助金

### <補助基準額>

生徒1人当たり年額24,800円※を限度額とし、限度額の範囲内で対象生徒の保護者に対し参加費及び保険料の支援として全額を助成する。

※参加費：年額24,000円（月額2,000円×12か月）＋保険料：年額800円

※年額24,000円を超える額を参加費として設定している場合は、最大で年額36,800円まで（参加費：月額3,000円）の範囲内で、「参加費の月額×12か月＋800円」を限度額とする。

※令和8年度は、活動期間が最大7か月となりますので、最大14,800円もしくは21,800円が限度額となります。

### <補助対象経費>

経済的困窮世帯※の生徒に係る地域クラブ活動の参加費及び保険料

※経済的困窮世帯の考え方：就学援助を受給している世帯

### <今後の予定>

- 補助金交付要綱の制定等、具体的なお知らせは、  
**令和8年6月頃にご案内します。**
- また、**補助金申請は7月頃から開始する予定です。**



### <お問合せ先>

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ

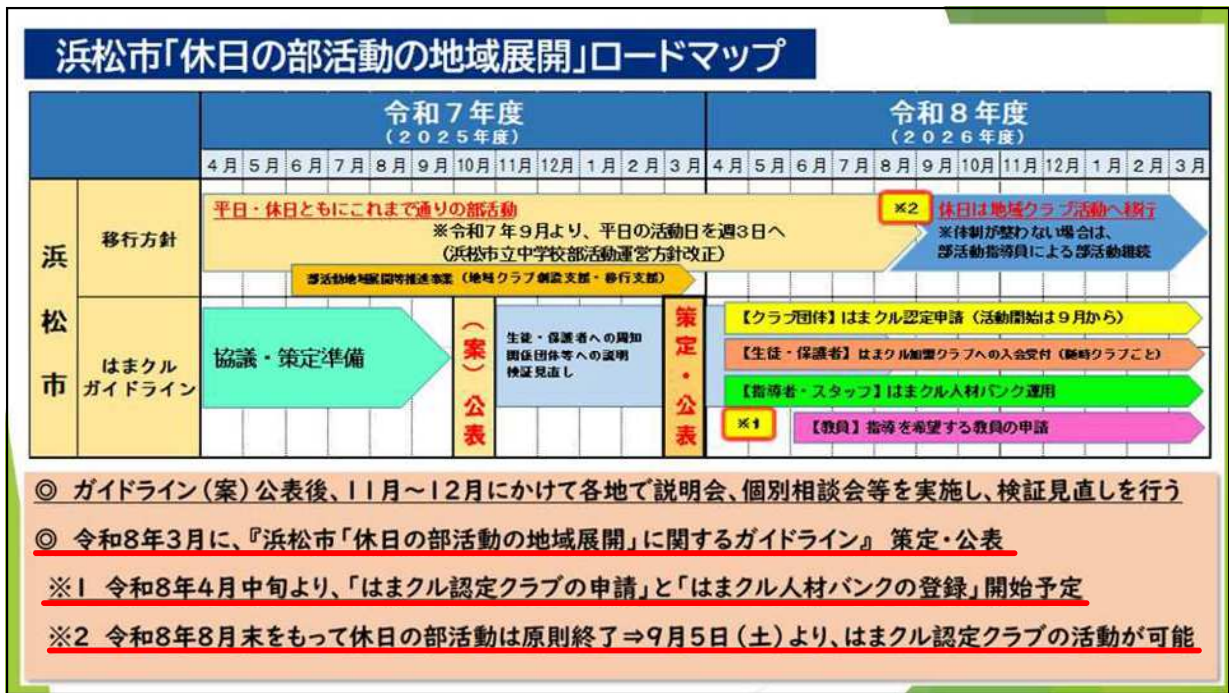
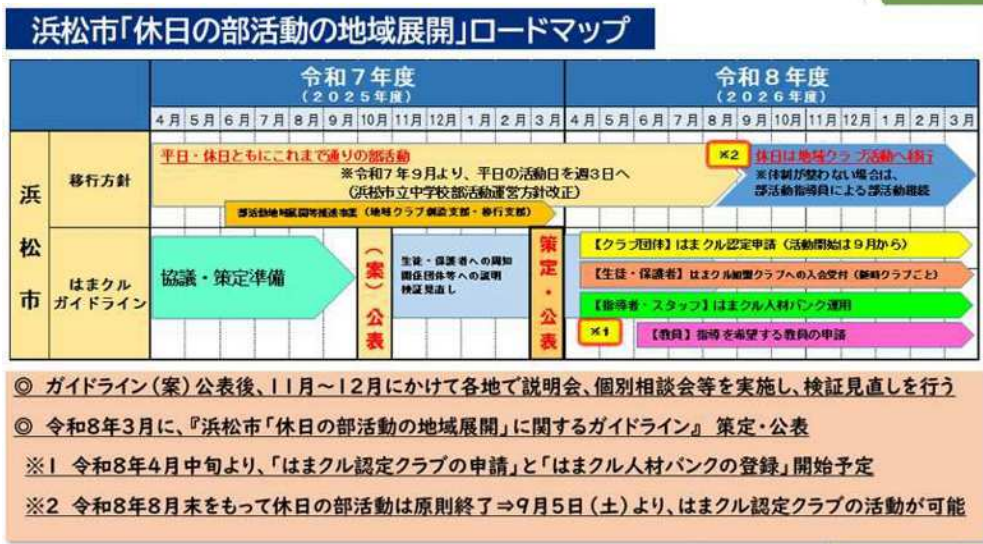
浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟6階

電話：053-457-2405 メール：renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp

# 令和8年度 学校運営協議会の重点

- ① 休日部活動の地域展開
- ② 法改正に伴う  
業務量管理と健康確保措置

# ①休日部活動の地域展開





## ②法改正に伴う業務管理と健康確保措置

### 1. 学校における働き方改革の一層の推進

#### (1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

#### (2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を定める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

## ②法改正に伴う業務管理と健康確保措置

### ○【浜松市教育委員会】

令和8年3月 業務量管理・健康確保措置の計画⇒策定・公表



☆【学校】令和8年度中に取組案について議論



☆【学校】令和9年度の学校運営の基本方針に盛り込む



◎【CS】令和9年度の学校運営協議会で承認を得る

## ②法改正に伴う業務管理と健康確保措置

令和8年度 佐久間中学校でも…

働き方改革の意識で「働きやすさ」と「働きがい」を

- ①業務量の適切な管理をし、月毎に時間外在校等時間の目標を立て健康を確保する。
- ② **業務3分類** を踏まえ、全職員で業務を見直す意識をもち、保護者や地域と共有する。
- ③教育DX化に柔軟に対応し、自らの業務を管理する意識をもち。
  - ・浜松市が推進するペーパーレス化等のためのシステムは積極的に活用する。
  - ・将来的に生徒が使用することを想定し、業務でAIを積極的に活用する。
- ④自身の余暇を大切にす。
  - ・計画的に、取得できるときにしっかりと休暇をとる。

## ②法改正に伴う業務管理と健康確保措置

### 学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間外や下校時間の途に、学校施設で何かしらの活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を取りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の業種に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教員は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託も積極的に検討
- 10 校舎の鍵・施錠 | 副校長・教員に固定せず、随時整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、雑音等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域連携・地域連携を推進

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教員が自習など補助的業務を教員・課外活動員等の支援スタッフに実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち、補助的業務を教員・課外活動員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関の日程調整や地域との連携等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働：デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携をとりながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵錠・施設 | 副校長・教頭固定せず、機械管理、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

日本の学校は変革期…

# 『不易』と『流行』

令和7年度 ありがとうございました！

令和8年度もよろしくお願いいたします！

(様式1)

令和8年4月9日

浜松市立佐久間中学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 月花 明生 様

浜松市立佐久間中学校運営協議会  
会 長 ( )

### 夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年4月9日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- 学校運営の基本方針に沿った教育活動を推進するため、総合的な学習における「地域に関する学習」で生徒がそれぞれ設定した課題に対し、各自が探究する際に、フィールドワークや地域の方からの聞き取り調査ができるよう、当日の移動手段を準備すべきである。  
⇒ ・一昨年度から2年間にわたり大変有効であったと評価された、総合的な学習の調査活動を終日にわたって町内で実施する活動において、生徒の移動手段として、その日に町内を巡回する貸切タクシーを準備する。